

# 新型コロナウイルス(COVID-19)等の感染症に関する方針

第2報(2020年2月27日)

特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター

2019年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス(COVID-19)は日本にも感染が広がり、不安で見通しが立たない状況が続いています。また、インフルエンザやノロウイルス、結核等が流行する時期でもあることから、職員やその家族、業務関係者等の安全を守ることを目的として下記の方針を定めます。

## (1) 方針策定・運用の手順

本方針は、国の指針に基づき、事務局長及びプロジェクトマネージャーによるスタッフ定例会議と役員との協議において検討し策定します。そして、各業務や事務所において、全スタッフや関係者に周知し運用を実施するものとします。また、不測の事態が起こった場合は、速やかに柔軟な対応を行うと共に方針の改善を図ります。

## (2) 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日(多くは5日から6日)といわれています。新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

出典：厚生労働省「新型コロナウイルスを防ぐには」(令和2年2月17日改訂版)

## (3) 感染症の予防

### ① 一人ひとりが心掛けること

- 日常生活において、バランスのとれた食事、十分な休息や睡眠、マスクの着用等、体調管理に気をつけてください。可能であれば、毎日の体温を測り体調の変化を把握しましょう。
- こまめに手洗い・うがい・アルコール消毒を行きましょう。特に、外出先から戻ってきた時や食事前には必ず行ってください。
- 咳やくしゃみをする場合には、ティッシュ等で口や鼻を覆い、他者に配慮しましょう。
- 感染のおそれがある地域への移動や感染のおそれのある人との接触、不要不急の外出は控えましょう。もし日常的にそのリスクがある場合は、プロジェクトマネージャー及び事務局長に事前に情報共有してください。

### ② 事務所の衛生管理

- 室内の温度・湿度を管理し、こまめに換気しましょう。
- 不特定多数の人がよく触る場所(ドアノブ、テーブル、スイッチ等)は消毒液で定期的に拭くなど、清潔の保持や消毒に努めましょう。
- 入口に注意喚起の案内と消毒液を配置します。注意喚起の案内については、下記情報を参照し活用してください。

### ③業務での留意事項

- 不特定多数の人が集まる会議や行事について、出席・催行基準の設定、オンラインでの出席、対策の検討等、業務関係者と十分にコミュニケーションをとりながら調整し判断しましょう。
- 都市圏や感染のおそれのある地域への移動・出張について、プロジェクトマネージャー及び事務局長に事前に相談してください。もしその必要がある場合は、マスク着用や翌日の自宅勤務、経過観察を調整します。

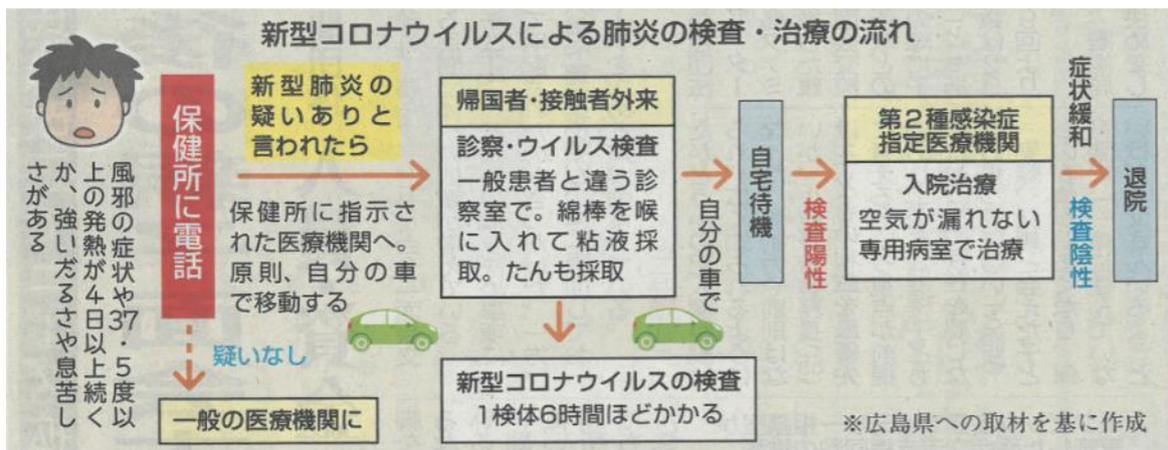
### (4)感染症の疑いがあるときの対応

#### ①相談・受診の目安

- 発熱等の風邪の症状がみられるときは、プロジェクトマネージャー及び事務局長に相談し、自宅待機するなど出勤の可否を調整してください。また、毎日の体温を測定して記録しておきましょう。
- 「風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている」「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある」の症状がある人は、保健所に設けられた『帰国者・接触者相談センター』に連絡し、そこでの助言や指示に従って検査・治療を行ってください。

#### ②新型コロナウイルスによる肺炎の検査・治療の流れ

- 中国新聞記事（2月18日）



#### ③広島県内の相談窓口一覧

- 広島県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口の設置について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/bukan-coronavirus.html>

### (5)備考

- 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」 ※啓発資料のデータあり。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する Q&A（一般の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

- 厚生労働省「電話相談窓口」

0120-56-5653（フリーダイヤル）、受付時間は9:00～21:00（土日・祝日も実施）

- 広島県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

(6) 広島県内で感染者が発生した場合の対応

区 分	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
	<p>県外で感染者が発生、 県内は感染発生を予防 する段階。</p>	<p>県内で感染者が発生、 県内は感染の拡大を予 防する段階。</p>	<p>組織内及び業務関係者 に感染者が発生、内外 への感染拡大を予防す る段階。</p>
<p>業務全般共通</p>	<p>※上記の（３）（４）の 方針内容に準ずる。</p>	<p>職員の健康状態を毎日 チェックし、感染症の 疑いのある人は在宅勤 務等を検討する。 不特定多数の人が集ま る会議や行事につい て、出席・催行を自粛 する。（感染経路の特定 に係る出席者の個人情 報について把握できる 場合を除く。） 感染者が発生していな い県外地域への出張は 控える。 業務内容に支障のない 範囲において、在宅勤 務等で通常業務に対応 する。</p>	<p>保健所等に相談して接 触者の検査について検 討を行うと共に、医療 機関等からの指示に従 う。 業務の継続内容につい て検討を行い、可能な 範囲での運営体制や在 宅勤務等で対応する。 感染者が発生していな い県外地域への出張は 控える。</p>
<p>幟会館共同事務所</p>		<p>不特定多数の来館を制 限（感染経路の特定に 係る来館者の個人情報 について把握できる場 合を除く。）するなど、 業務対応について広島 市（市民活動推進課） と協議する。</p>	<p>事務所を閉館して、保 健所等に相談しながら 消毒について検討を行 うと共に、業務の継続 内容について広島市 （市民活動推進課）と 協議する。</p>
<p>広島市子育て オープンスペース</p>		<p>通常業務を継続し、主 催イベント等は控え る。 来館者には検温して入 場をお願いするなど、 業務対応について広島 市（子ども・家庭支援 課）と協議する。</p>	<p>オープンスペースを閉 館して、保健所等に相 談しながら消毒につい て検討を行うと共に、 業務の継続内容につい て広島市（子ども・家 庭支援課）と協議す る。</p>

区 分	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
		県外で感染者が発生、 県内は感染発生を予防 する段階。	県内で感染者が発生、 県内は感染の拡大を予 防する段階。
環境省 EPO ちゅうごく	※上記の（３）（４）の 方針内容に準ずる。	不特定多数の来館を制 限（感染経路の特定に 係る来館者の個人情報 について把握できる場 合を除く。）するなど、 業務対応について環境 省（中国四国地方環境 事務所）と協議する。	事務所を閉館して、保 健所等に相談しながら 消毒について検討を行 うと共に、業務の継続 内容について環境省 （中国四国地方環境事 務所）と協議する。
その他		広島県民文化センター 会議室の運営（会員団 体への貸与等）につい て、当面は新規の予約 受付を控える。	広島県民文化センター 会議室は閉館し、保健 所等に相談しながら消 毒や開館時期について 検討を行う。

※2月20日（木）に厚生労働省から「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」が発出され、「イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう」求められています。もし不特定多数の人が集まる会議や行事について出席・催行する際（感染経路の特定に係る出席者の個人情報について把握できる場合）は、厚生労働省が発表する注意事項や感染拡大防止策を徹底することとし、参加者の属性や行程、開催形態等をふまえた上で総合的に判断しましょう。

<感染拡大防止策のポイント>

- 開催時期の延期やWEB参加、動画配信等、安全性の高い方法を検討すること。
- 不特定多数の人を参集するイベントでは、参加者・スタッフ全員にマスク着用を求め、非着用者には主催者がマスクを提供すること。
- 会場出入口で、アルコール消毒液等の使用を徹底すること。
- 発熱等の風邪症状がみられる人の参加自粛を求めること。

※その他、対応が困難な状況になった場合や不測の事態が発生した場合は、事務局長等と対応方法を検討する。